

第2回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1. 日時：平成26年10月24日（金）10:00～12:06

2. 場所：合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、安念潤司、森下竜一、
大田弘子（議長代理）、林いづみ

（専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人、圓尾雅則

（事務局）羽深規制改革推進室長、市川規制改革推進室次長、佐久間参事官、
仁林企画官

（環境省）大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 角倉産業廃棄物課長、
久保廃棄物対策課課長補佐

（文化庁）長官官房 森著作権課長

（事業者）株式会社セブン&アイ・ホールディングス、電子情報技術産業協会（JEITA）、
アジアインターネット日本連盟（AICJ）、日本音楽著作権協会、
日本レコード協会

4. 議題：

（開会）

1. 廃棄物処理に係る規制の見直し①（「専ら物」の見直し）
2. クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し（フォローアップ）

（閉会）

5. 議事概要：

○佐久間参事官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、規制改革会議第2回投資促進等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、投資促進等ワーキング・グループ各委員のほか、大田議長代理、林委員にも御出席いただいております。

では、開会に当たり、大崎座長から御挨拶をいただきます。

○大崎座長 おはようございます。

投資促進等ワーキング・グループの座長をやらせていただいております大崎でございます。

本来、こういう冒頭挨拶というのは、大臣始め政務の方にお願いすべきところなのですが、今日は、多分、国会の関係だと思っておりますが、どなたも御出席になられなかったものですから、ちょっと私から一言だけ申し上げたいと思っております。本日は、廃棄物のリ

サイクルの関連あるいはクラウドを利用した新しい産業をめぐる規制というようにお話について、いろいろな御意見を承り、私どもで議論させていただくということでございますので、委員の皆様方、是非、自由闊達な御議論をお願いしたいところでございます。

簡単ではございますが、私からは以上でございます。

○佐久間参事官 ありがとうございます。

報道の皆様は、ここで御退室をお願いします。

(報道関係者退室)

○佐久間参事官 それでは、議事を進めさせていただきます。

本ワーキング・グループにおきましては、議事録を公表することとなっておりますので、御了解願います。

以後の進行は、大崎座長をお願いしたく存じます。

よろしく願いいたします。

○大崎座長 それでは、早速でございますが、本日の最初の議題、「廃棄物処理に係る規制の見直し①」に移らせていただきます。

本日は、関係府省として環境省、それから事業者としてセブン&アイ・ホールディングスから、それぞれ御出席をいただいております。

では、最初に、環境省から御説明をお願いしたいと存じます。

よろしく願いいたします。

○環境省（角倉課長） ただいま御紹介にあずかりました環境省廃棄物・リサイクル対策部で産業廃棄物課長をしております角倉と申します。

本日は、どうかよろしく願いいたします。恐縮ですが、それでは座って御説明させていただきますいと存じます。

お手元の資料1-1を御覧いただけますでしょうか。表題が「廃棄物処理業の許可制度について」というものでございます。

セブン&アイ・ホールディングスさんの方からは、ペットボトル、発泡スチロールトレイのこの産業廃棄物に該当するものについて、業の許可が不要となるような対象物に追加できないかという御提案をいただいているところでございますので、それに関連する法制度がどうなっているのかというのを、まず、私どもの方から御説明をさせていただいて、その上で、恐らくそれぞれ私どもがセブン&アイ・ホールディングスさんの御提案に対して、どういう考え、どういう懸念を持っているのかという詳細については、恐らくセブン&アイ・ホールディングスさんの御説明が終わった後が一番生産的かなと思うのですけれども、とりあえず一般的なコメントだけさせていただいて、その上で、詳細な議論はセブン&アイ・ホールディングスさんの御説明が終わった後、またじっくりと議論をさせていただければと考えております。

したがって、まず、制度の方を中心に御説明させていただきます。

1枚おめくりいただいて、2ページと右下に書いてありますけれども、表題が「廃棄物処

理業許可制度について①」となっている部分でございます。

まず、私ども廃棄物の処理に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律がございまして、廃棄物処理法というものがございます。

この法体系は、廃棄物の処理を行う方、収集・運搬又は処分をされる方については、業の許可が必要という法律構成になっております。

この業の許可につきましては、国ではなくて、市町村又は都道府県に権限が下りておりまして、法定受託事務でございますけれども、基本的に都道府県知事等の許可を得なければならないと、こういう構成になっております。

この許可制度としている最大の理由なのですけれども、やはり廃棄物はいわゆる不要物でございますので、普通にそのまま自由経済の世界に任せておきますと、一番コストが低い方法で処分をしてしまうインセンティブが非常に高い。そのまま捨てるということが、一番純経済的に見ると合理的な行動になりかねないものでございますので、この廃棄物処理法の世界は、これは昭和45年にできた法律でございますが、累次規制強化をして、廃棄物が不適正に処分されないように、さらに処理をされる業者の方々についても、いろいろな要件、基準を設けて本当にしっかりと廃棄物を処分していただける、最後まで責任を持って取り扱っていただける、そういう方々に限定をして廃棄物の処理をお願いするという法体系になっております。

この廃棄物処理業者の許可要件というものが、下の方に書いておりますが、幾つかございますが、大きく分けると2つございまして、まず、許可の基準に適合していること、それから申請者が欠格要件に該当しないこと、ということでございます。

許可の基準は、この施設に係る基準と申請者の能力に係る基準がございまして、その廃棄物を取り扱うのに適切な施設設備を持っているかどうか、さらにこの処理業者御自身が、その廃棄物の収集・運搬等を行うのに必要な知識、技能、それから経理的基礎、要はしっかりした業者かどうかというものを拝見しております。

さらに、欠格要件のところでございますが、申請者に一般的適正について、法に従った適正な業を遂行することが期待できない者を類型化して排除するという形になっております。

これは、廃棄物の不法投棄事案が非常にこれまで多かったという歴史的経緯がございまして、本当にお願いする方の要件をどんどん厳しくしていっています。

破産者、罰金刑、禁固刑に処せられた者というのもございますけれども、このほかに不適正処理を行うおそれがあるような方、要はこの方はちょっといろいろなところの事案を見ると、なかなか難しいのではないかといい方も含めて、許可要件のところを審査させていただいて、本当に大丈夫かということを見させていただいた上で許可をするという法構成になっております。

次の3ページでございますが、今、申し上げたのが一般的な原則です。

本件に係る部分なのですけれども、この許可制度は、実は特例措置を幾つか設けてござ

います。そのうちの代表的な部分を枠の中の手書かせていただいておりますが、廃棄物処理業許可制度の特例といたしまして、専ら再生利用の目的となる廃棄物のみの処理を行う者、この方については、業の許可を不要としています。

さらにもう一つ、環境省令で定める者についても、許可の対象とならないこととされています。

このそれぞれの要件を詳しく書いてあるのですが、この次のページにまた出てまいります。この専ら再生利用の目的となる廃棄物につきましては、5ページを御覧いただきまして、これは廃棄物処理法ができた当初からある規定でございます。通知の中で、その対象物が何かというのを規定してございます。

それは古紙、くず鉄、空き瓶、古繊維、これは専門に扱っている既存の回収業者、この方々については許可は不要であると。これは廃棄物処理法ができる以前から、既に自治体としてこういう方々がこれらのものの回収作業を行っており、それで実際に不適正事案というものがほとんどないという実績も積み重なってきていたということがありまして、この方々については、一般的に許可を不要としようというものです。

さらにお戻りいただいて、また3ページを御覧いただきたいのですが、ただ、これは歴史的経緯で、今、申し上げた4品目について許可不要としているのですが、もちろん、その後、時代が変わってくる中で、同じように許可を不要としてもいいものが当然出てくるというのがそれは当然あると思っています。

既にそういう観点から、次に環境省令で定める者についても、その特例として許可を不要とし得るという法律の仕立てになっております。

具体的に、これで除いている方々が、その3ページの下の方に書いてございます。

まず、一般廃棄物処理業ですと、市町村の委託を受けて、一般廃棄物の処理を業として行う方、これは市町村が委託をされる時に、この方はしっかりとしたところかどうかというのをちゃんと御覧いただいているということですので、そこは許可がなくても、許可に代わるものとして考えてもいいのではないかとことですし、そのほか、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処理を行うものであって、市町村長の指定を受けた方、こういう方々であれば、現場で個別に御覧いただいて、これは逐一業の許可を取らなくてもこの方は大丈夫だという方については、その指定をすることによって許可は不要とするという形になっています。

今、申し上げたのは、一般廃棄物と言われているもので、家庭ごみとかそういうものが中心ですが、事業活動に伴って出てくる産業廃棄物についても似たような法律構成になっていまして、次の産業廃棄物処理業のところですが、再生利用されることが確実であると都道府県知事等が認めた産業廃棄物のみの処理を行うものであって、都道府県知事等の指定を受けたもの。これについても、業の許可は不要と、こういう法律構成になっております。

こうした形で時代の変化に対応して、その廃棄物処理法が定める不適正事案の防止、環

境保全という大きな目的、そこが阻害される範囲内で、実態に即していかにその事業者の方の負担の軽減を図れるかと、こういう調和を図るといふ仕組みになっているところがございます。

4 ページに書いてありますのが、具体的な条文の抜粋でございますけれども、一般廃棄物処理業ですと、7 条 1 項のところのただし書きの部分で、ただし、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬業として行う者、その他環境省令で定める者についてはこの限りではないと。

産業廃棄物処理業についても、同じような規定ぶりになっているところがございます。

5 ページは、先ほど申し上げた専ら再生利用の目的の廃棄物について、厚生省時代の通知で 4 品目変えていますというものでございます。

あと 6 ページのところですけども、今、申し上げた環境省令で定める者として、その都道府県知事等の指定する者という方になってはいますが、その制度がどうなっているかです。

制度の概要は、再生利用されることが確実であると市町村長が認めた者については、知事又は市町村長の指定により、業の許可を不要とすると。

当該指定には、個別指定と一般指定というものがございまして、単純に申し上げますと、個別指定は各事業者の方の申請を受けて、この方については大丈夫だろうということについて許可を不要とするもの。一般指定は、事業者の方の申請がなくても、都道府県なり市町村のお立場から見て、こういうものについては、通常だと業の許可を必要としなくても大丈夫であろうと、そういうものについては除外をすると、こういうような形になっているところがございます。

ただ、一般指定の例ですと、例えば動物の死体とか、そうしたものについては、基本的には集めて試料とか肥料等にされるというようなことですので、そうしたものについては、一般的に類型化をして、それについては許可を不要という制度にしています。

ただ、許可を不要にしていますけれども、どういう方々がその対象になるのかというのは、各都道府県、市町村さんの方で把握をするという仕組みになってはいて、本当にそれがしっかりとしたことをされないのであれば、それはもう対象から外すということができるよう方向性になっているところがございます。

あと、セブン&アイ・ホールディングスさんからいただいたこの御提案について、まず、簡単に最初申し上げさせていただきたいと思うのですけれども、まず、セブン&アイ・ホールディングスさんがペットボトルと発泡スチロールトレイの回収作業を進めておられて、これでリサイクルを進めて、循環型社会の形成について大変御努力、御尽力をいただいているということについては、私どもとしても大変ありがたいと考えておまして、こうした取組が進むということは、すごく大事なことだと思っております。

その点については、私どもとしても大変ありがたいと考えておまして、こうした取組がいろいろなところに広がっていくといいなという気持ちではおります。

ただ、その一方で、私どもとして思いますのは、まず、いただいた御提案のところについては、自社の物流網を使って回収できるようにしたいということなのですが、それは許可を取っていただければ、現行制度でも、まず可能ですので、許可を取るに当たって、何か差し障りがあったのかどうかというところは、私ども承知しておりませんが、少なくとも、私どもが持っている法制度の基準上、セブン&アイ・ホールディングスさんのようなところが申請をされるのであれば、普通、考えてみると、許可が得られないということはないのであろうと。普通の規制緩和案件ですと、2通りあると思うのですが、規制があるからこれができないと。もう一つは、できるのだけれども、その許認可手続等が非常に事務的に煩雑で、そこは何とか事務負担の軽減を図れないかと2つあると思うのですが、少なくとも本件は、今、規制があるからこれができなくて困っているのですというようなものではないと理解はしておりますので、まず許可を取っていただくという方向でお考えいただけるとありがたいなと考えております。

仮に、許可のところはなかなか難しいというようなこと、そこは事務的に煩雑だということであれば、今度はさらに簡易なシステムとして、都道府県知事さん等の指定というものもありますので、そこに御相談いただければ、私どもが出しているその通知等の要件から照らしても、特に問題があるような案件とは、私ども少なくとも、今、いただいている情報では認識しておりませんので、そういった形で十分御提案いただいているような仕組みは構築可能だと思っておりますので、そこで御検討いただければありがたいなと思っております。ただ、それで何か御事情があって、それでもというところがあるのかもしれませんが、それはまたお話を伺った上で、さらにこの後、引き続き御議論をさせていただきたいと考えております。

私からの御説明は以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、セブン&アイ・ホールディングスさんから御説明をお願いいたします。

○セブン&アイ・ホールディングス セブン&アイ・ホールディングスの永井と申します。

本日は、このような機会をいただきまして、ありがとうございます。

では、座らせていただきます。

表題の方が「確実にリサイクル可能な産業廃棄物に対する収集運搬業の許可制の見直しについて（店頭回収されたペットボトル・発泡スチロールトレイ）」という資料になっております。

では、1枚めくってください。

今回の「要望内容」に関しましてですが、まず、店頭回収されたペットボトル及び発泡スチロールトレイを廃棄物処理法の14条第1項に定める「専ら物」としていただきたいというそういった要望内容となっております。

14条第1項、先ほど環境省さんの方から御説明ございましたが、下線部の専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬を行うものはこの限りではない。つまり、ここの

「専ら物」という部分ですけれども、この「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」として、専ら物とすることによって、収集運搬に際し、都道府県知事の許可を取得する必要がなくなり、全国で統一された効率的なリサイクルが可能になると考えております。

次のページでございます。

「リサイクルを推進する上での現状の課題」といたしまして、店舗から出るペットボトル、発泡スチロールトレイというのは、これは店舗を運営する上で、事業活動に伴って排出されるものではなくて、飽くまでも一般消費者のお客様から回収をしたものなのですけれども、廃プラスチックという形で産業廃棄物となってしまいます。

そのために、当然、運ぶにも許可業者への委託、そしてマニフェストの運用というのが必要になり、店舗側のコスト、手間が掛かる。

このペットボトルと発泡スチロールトレイというのは、資源価値というのは非常に高いのですけれども、積載効率、トラックに積む効率が非常に悪い。簡単に言いますと、空気を運んでいるようなものですので、結果として運搬費用が資源の売却費用を上回ってしまうということが逆有償となってしまいますので、よく一般的にリサイクルあるいは資源物として売却できたからもうかっているのではないかと、利益が出ているのではないかと考えられる方もいらっしゃるのですけれども、事このペットボトル、トレイ等に関しましては、費用が発生してしまうということで、これが有価物という扱いになれば、また別なのですが、そういう逆有償になってしまうという部分からも、産業廃棄物になってしまう。もちろん費用も発生する。

それと、一般的には、この回収したペットボトル、発泡スチロールトレイというのは、大体店舗の廃棄物を管理しているお取引先に一任をしているというような現状になっていると思うのですが、そうなりますと、当然、その業者さんはなるべく高く買ってくれるところに卸してしまうということで、我々としても、店舗としてしてもリサイクルの先、現状がなかなか把握できないのと、特にペットボトルなどに関しては、資源の国外流出、主に中国の方が高く買われますので、資源の国外流出というのを招いてしまう。あるいは不適切処理にもつながってしまうような、そういった課題があると考えています。

下の図が現行制度の流れとなっております、この店頭回収のリサイクルボックスに集まったものを、ここにトラックが4台ぐらいありますけれども、それがリサイクル工場に運ぶと。このパッカー車、いわゆる圧縮するごみの回収のトラックですけれども、ペットボトルに関して言えば、通常、よく見掛ける2tクラスのパッカー車でも、やはり200~300kg程度しか積載できないというのが現状であると認識しております。

次のページに飛びまして「『専ら物』の定義」とありまして、これも先ほど環境省様の御説明にございましたが、この「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物、すなわち、古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維を専門に取り扱っている既存の回収業者は許可の対象とならない」とありまして、専ら物の定義のこの文章には、大きく2つ中身があると思っております、まず「専ら再生利用の目的となる」、リサイクルが確実に担保されているというも

のであるよ、ということと、もう一つ、この文章の後半の部分の「既存の回収業者は許可の対象とならない」という2つここに中身がございまして、一つは廃掃法の制定以前から存在していた古紙回収業者などの保護が目的という形になっています。

そして、これが昭和46年の厚生省の通知という形で、その当時に再生利用システムが確立していたこの品目を限定しているという形です。

廃掃法の制定が昭和45年ですから、約45年が経過しまして、廃棄物を取り巻く環境というのが非常に変化をしております。

ということで、言い方は悪いかもしれませんが「時代遅れ」的な部分もあって、非常に古いもので、そこから先が、先ほどいろいろ例外のようなものを設けるような形でいろいろ進んではいるのですけれども、根本的には非常に古いものとなっていると。それに沿って、今、実際、リサイクル等も運営をされているというのが現状でございます。

例えば、ここにある4品目のうち、空き瓶、当時の瓶に関しては、恐らくリターナル瓶ですかね。一升瓶であるとか、ビール瓶、そういったものが主であったと思われませんが、現状どうかと言いますと、店頭で回収している瓶を見ますと、ほぼワンウェイ瓶ですね。その後は砕いてカレットになってリサイクルと。

現状、瓶ですと、透明もしくは茶に関しては、費用がほぼ発生をしなくてもリサイクルができるという現状ですが、この焼酎ブームとかワインブームなど、黒い瓶とか緑の瓶、こういったものはなかなかリサイクルに向かないということで、現状の処理費用が発生していると。そういう中でも、専ら物という位置付けは、今も変わらない。

ただ、自治体によっては、専ら産廃という形で契約書を結んでくださいとか、そういう自治体もあるのですけれども、自治体によってもいろいろ変わってくる。あるいは、この古繊維に関しても、これができた当初というのは、基本的には天然繊維のみだったと。現状は、ポリエステル等の繊維が大分幅を利かせてきている中で、自治体によっては、ポリエステルの割合が50%以上だと産廃ですよと言っている自治体もあったりとか、これも自治体によって様々となっています。

そして、その次のページを見ていただきますと、「容器別生産量推移」とありまして、これは2001年から2013年までの資料なのですけれども、清涼飲料水に限って、この容器に何が使われているかというところで、このペットボトルというのが非常にシェアを伸ばしている。ペットボトルが飲料の容器として非常にシェアを伸ばしているという現状があります。ペットボトルに関しては、清涼飲料水として使用されたのは、1982年ということですので、当然、この廃掃法の制定の大分後から生まれてきた、そして現在に至っては、かなりの飲料の容器としてシェアを占めている。さらに言えば、リサイクル技術も進歩しておりまして、今では、コストを抑えた中で、メカニカルリサイクルという形でペットボトルからまたペットボトルを作るというような、そういう技術の進歩をしているという形で簡単に言いますと、その専ら物が制定された、あるいは廃掃法が制定された時代から比べますと、非常にそこら辺の状況が変化をしているということが言えると思います。

そして、次のページをめくっていただきますと、弊社のグループ、総合スーパーイトーヨーカドー・全国170店舗の状況ですが、店頭ではほぼ全店でこういった形でペットボトル、空き瓶、空き缶、牛乳パック、そして発泡スチロールトレイというものを回収させていただいておまして、現状は大体年間このような数字で回収をしております。

ペットボトルに関しては、今、国内循環を前提とした自動回収機というものの設置を順次進めております。

ここで言う牛乳パック、空き缶、空き瓶というのは、専ら物という形になるのですが、この発泡スチロールトレイ、ペットボトルに関しては、廃プラスチック産廃という形になってしまうというのが現状でございます。

次のページに移りまして、では「小売店の店頭回収におけるメリット」という部分です。

この店頭回収は、そもそも法律で小売店がやらなければいけないというものではないのですけれども、やはりもちろん大量に商品と一緒に容器を販売している以上、社会的な責任もあると。あるいはお客さまの要望も強いということもございますので、ほとんどのスーパー等では実施をしていると思われまます。

そして、この店頭回収のメリットですが、消費者にとって非常に利便性が高い回収拠点であると。店舗の営業時間内であれば、ほぼ1年中回収をしていると。これがリサイクルの推進にもつながるといえることが言えます。

それともう一つ、品質が高いものを効率的に回収できる。店頭のボックスの中をのぞいていただくと分かるのですけれども、牛乳パックやトレイもきっちりと洗って乾かしたものが必ず入っている、ペットボトルに関しては、ほぼキャップもラベルも外してあって、中もきれいになっているということで、大半が家庭からの持込みでありますので、さらに利用者が主婦中心ということで、非常に品質の良いものを効率的に集めることができる場所であります。

3番目に消費者が一番近い環境活動ということが言えます。

これは、消費者が気軽に参加できる環境活動の一環であり、スーパーであれば、小さいお子さんを連れてお母様が買い物に来られたりと、その中でリサイクルボックスを利用しているという姿は環境意識の啓発にもつながる。

そういった意義もあるのではないかと考えています。

次のページに移りまして、では、もっと効率的にできないかということで、一つ流通業の既存のインフラの活用（戻り物流）、商品を店舗に納めた後のトラックに載せて回収をするといったことができないかという提案でございます。

店頭回収、収集・運搬、リサイクルとありまして、戻り物流でこれはセンターにまた戻りますので、そこは空で戻すのか、そこにリサイクル物を積むのかというのは、大きな差はないということで、戻り物流に載せてセンターに集約します。そして、弊社ですと、1つのセンターで30店舗程度を網羅しておりますので、一度に大量のリサイクル物がセンターに集まりますので、それをより大きなトラックでリサイクル施設に運ぶという形を採れ

ば、非常に効率的であり、コストがかからないということが言えます。

先ほど、許可を取ればいいではないかというお話もございましたが、完全に自社の物流会社、物流便であれば、そういうことも可能かと思われませんが、一般的には委託をしている物流会社さんに委託をしてやっていますので、それに対して許可を取れよということも言えないことはないと思うのですけれども、そうは言っても、恐らく非常にコストを削りながらやっていたらいい中で、当然許可を取るとか、許可を更新するというのもコストがかかることですので、そういったものを簡単にできるということはなかなか考えられないし、非常に事務的にも作業が膨大になるのではないかと考えられます。

ということで、このような戻り物流、既存のインフラを活用した中で、戻り物流を利用したリサイクルシステムを運営することで、非常に効率的なリサイクルシステムを構築することができる。

さらに、ペットボトルに関して言えば、効率的でコストを抑えたリサイクルであればこそ、国内の循環というのが可能であって、やはりそれは恐らく収集運搬コストがかかるがゆえに、なるべく高く買ってもらえる外国に流れてしまうというのが現状だと思われしますので、そういう部分でも効果があると考えられます。

それで、専ら物とすることによって、業の許可が不要になるため、このようなインフラが活用できるのではないかと考えています。

最後に「結論」となりますけれども、店頭回収されたペットボトル、発泡スチロールトレイを「専ら物」とし、効率的なリサイクルを可能にすべきであるということになります。

先ほど、環境省さんから御提案のあった認定指定再生利用業者の指定制度、これは都道府県知事に申請をして許可を得るという形になっていると思いますが、まず、言えることが、我々は全国チェーンですので、グループ全体を考えれば、ほぼ全部の都道府県に店舗もございますし、チェーン店としては、やはり同じサービスをお客様に提供しなければいけないという使命もございますので、これが都道府県知事のそれぞれの都道府県知事、あるいは政令指定都市の許可を必要とするもので、例えば、どこかでは許可をもらったけれども、ある一方では許可が得られなかったとか、そういったことも起こり得る可能性がありますし、もちろん事務作業も非常に煩雑になるという形もあります。

それと、そもそもこの再生利用業者の指定制度という部分ですけれども、主にまず、産業廃棄物という部分で言いますと、本来、事業活動を行う上で発生する産業廃棄物が対象になっていると思うのですね。例えば、工場であるとか。

今回、私どもの方で産業廃棄物と言っているこの店頭回収されたものに関しては、これは飽くまでも物質の性質上、産業廃棄物であって、飽くまでもお客様、消費者の方から回収をしている社会貢献の一環、CSR活動の一環であるとともに、もちろん本来は自治体が処理をする役目を負っていると思うのですけれども、その部分を補完しているという意味で、非常に有意義な活動であるということが言えますので、そもそもこの指定制度という部分の産業廃棄物とは、また種類が全く異なるものであると。それに対して、やはりこういう

制度があるから申請すればいいのではないですかという杓子定規と申しますか、そういうものではなくて、やはり社会貢献、先ほども非常に良い取組と言っていたのですけれども、社会貢献をしている部分であるものに関しては、もう少し簡単にできるような、より推進できるような制度というのが必要である。

専ら物に入れてくださいよと簡単に言うとそういう要望になっておりますが、もちろん私も廃棄物の仕事をしておりまして、非常にそんな簡単にいくものではないなという認識はあるのですけれども、そんな中で、今回、提案をさせていただいているのですが、一つは、やはりこの産業廃棄物と一括りにしないで、どういう形で発生しているかというものを含めた中で、よりリサイクル推進につながるような、そういった制度にさせていただければと考えております。

以上でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、議論に入りたいと思うのですが、ちょっと最初に、座長、司会者の特権を濫用して、私から一言申し上げたいのですけれども、先ほど環境省がおっしゃった、いや許可制度で、多分、セブン&アイさんだったら取れるだろうから、許可を取りなさいという御発言は大変問題の多い発言だと思っております。

国民の経済的自由を許可制度という形で制約しているわけですよ。したがって、それは制約する側が積極的になぜそういう制約を課すことが必要かということ論証するのが当たり前であって、不要な許可制度かもしれないものを、そういう制度があるのだから、許可を受ければいいというのは、余りにも権力的というか、国民をばかにしたものの考え方だと思って、大変許しがたいと思うのですね。

この法の趣旨から言っても、法文を見る限り、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物という言葉が既にあるわけではないですか。それに該当するものが何であるかを環境省が考えて定めるべきなわけなのですが、そうすると、古紙、くず鉄、空き瓶、古繊維というものと、ペットボトルと何が違うのかということ環境省が積極的に立証するべきなのではないですか。

だから、セブン&アイさんは、そんなの同じでしょうとおっしゃっているわけで、くず鉄が許可なしでできるのだったら、ペットボトルもできて当たり前だということをおっしゃっているわけですよ。

そうではないということをおっしゃらないと、何で逆にくず鉄は許可が要らないのですかということになるのです。ということだと思っております。

だから、まず、許可が面倒臭いということもセブン&アイさんがおっしゃるとおりだし、またその自社の車でないものを使った場合は、また無許可でやったとか何とかいちゃもんをつけられることも目に見えているというのも、みんな分かっているわけですから、その47都道府県で許可をいちいち取れというのは、非常にふざけた話だと思いますよ。許可制にしないといけない理由を説明していただきたいのですよね。すみません、ちょっと長く

なりました。

○環境省（角倉課長） それでは、お答え申し上げたいと思います。

まず、私の方で大変誤解を招く発言をした点については、おわび申し上げたいと思います。

私どもの趣旨といたしまして、冒頭、許可制度の必要については、御説明をしたつもりであったと思うのですけれども、そこは説明が足りなかったということであれば。

○大崎座長 いや、ペットボトルについてですよ。

許可制度そのものを私は否定しているわけでは全然ないのですよ。

○環境省（角倉課長） 分かりました。

○大崎座長 ペットボトルは、なぜ許可不要の対象にならない。ペットボトルを回収するという行為がなぜ許可制度の対象にならないといけないかを教えてください。なぜくず鉄なら許可不要でいいのかということをお教えくださいと申し上げているのです。

○環境省（角倉課長） 承知いたしました。

まず、ペットボトルの部分なのですけれども、それにつきましては、セブン&アイ・ホールディングスさんの資料にもいみじくも書いていただいているところだと私ども理解しております。

3 ページですか、左肩の方に横になって「3」という数字が入っていますけれども、今後のところでペットボトルについて資源価値は高いが積載効率が悪いいため、結果的に売却費用を運搬費用が上回る逆有償となると。処理方法は、収集運搬事業者に一任することになり、収集運搬業者は売却単価の高いところへ売却するため、資源の国外流出・不適正処理の可能性があるとおっしゃっていただいている部分があると思うのですけれども、ペットボトルについては、特にかさばるところが他のものと相当違うところかなと思っ
ていまして、実際は相当程度以上費用をかけていないと、回収、リサイクルそのものもなかなか経済合理的に回らないものだと思っています。

そういう意味では、だからこそ許可制度の対象にして、しっかりやっけていかないとかな
ないかいけないのかと、そういう意味で許可の取得を是非お願いしたいと。そこでしっかりとその法律の枠の中でしっかりとした規制の下で、要は、しっかりとした収集運搬業者をお願いすることによって、不適正処理、それを防止して、それによって国民の皆様の生活環境の保全を図りたいという気持ちでおります。

そうした観点で許可をお願いしているというものでございます。

○大崎座長 そうすると、要は、ペットボトルやトレイは軽いからいかんということですね。

古繊維はいいのですか。古い繊維も随分軽いですよね。

○環境省（角倉課長） そのところはすみません。個別に、今、この場ですぐに直ちに整理してお答えすることはできないのですけれども、ちょっとそこは引き取って考えたいと思いますけれども、まず、これは積まれたペットボトルのところについて、なぜかという

ところをまず、今、申し上げるとこういったことをございます。

○大崎座長 いかがでしょうか。どなたからでも結構です。

○安念委員 ちょっといいですか。この問題は、実はもっともっと川上から遡って議論しなければいけません。専ら物に当てはまるかどうかは、かなり末の問題です。

まず、廃棄物であるのかどうか第一の問題です。次に、仮に廃棄物であるとして、産廃か一廃かです。仮に産廃だとして専ら物かどうかなのであって、この論点はいずれも極めて深刻な論点だと私は思います。

まず第一に、廃棄物であるのかです。これは一種の神学論争になってしまいますが、売価よりも運搬の費用が高い、いわゆる逆有償だと何となく廃棄物だと、法律では何の規定もないのだけれども、そうなっているかのようですが、これはナンセンスです。

というのは、かさばって重くて、運賃が高いので、結局、足が出てしまう商品などというのは、相場のある商品では幾らでもあることなのです。

例えば、北海道の山とかで材木を作ったとしてみましよう。材木を作って、北海道の山の中から消費地に運んできたとして御覧なさい。今の杉の材料であれば、多分、運賃の方が高いはず。そんなものは幾らだってあります。そういうものを全部廃棄物だと言うのですかという話です。

つまり、これも神学論争だから、ここで決着をつけようとは思わないが、もともとナンセンスなのです。これが第一。そもそも廃棄物であるかどうか極めて疑わしい。だってもともと売ることがはっきりしているのだから。

第二に、仮に廃棄物だとしましよう。なぜ産廃なのかです。法律は産廃の定義は極めて曖昧にしている、確か産廃に当てはまらないものは一廃だと言っていると思いますが、果たしてこれが産廃なのかどうか、今、セブンさんがおっしゃったことに尽きていると私は思います。それは一廃なのではないかという疑問が次にある。

仮に、産廃だといたしましよう。産廃だとして、次にようやく専ら物に当たるかどうかの論点が出てくるわけです。仮に産廃だという前提で考えたとして、専ら物かどうかですが、ここから先は法律の読み方ということになると思うのですけれども、法律の14条1項はこうですね。

ただし書きの方で、第一に「事業者」、第二に「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者」、第三に「その他環境省令で定める者」、は許可の対象でないという書き方です。

つまり、「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者」というのは何であるかを環境省令で定めるという形ではなくて、その意義はもう既に法律で一発で決まっているということなのだと思うのです。その法律の解釈を通知でなされたわけだが、これは単なる役所内部の了解事項なのだから、こんなものはどうでもいい。

要するに、最終的な解釈権限はもちろん裁判所にある。そして、この通知の中身は、今となっては完璧にナンセンスであるのは、これは言うまでもないことです。だから、その

ままおやりになればいい。刑事事件になったら、こんなばかな解釈はしませんよねと裁判所におっしゃればいい。裁判官の方は、今はさすがに、昔は行政の言うことを鵜呑みにするばかな裁判官が山のようにいましたが、最近の裁判官は、この46年の通知が合理的だなんて言うほどばかではありません。

以上です。

○大崎座長 要するに、専ら再生利用されるものというところの解釈だけであれば、セブン&アイ・ホールディングスさんは明らかにトレイもペットボトルもそうなのだから、御自身で許可を取らずにどんどんやられたらいいということですね。

○安念委員 そうです。

○大崎座長 それは確かに建設的ですね。

○安念委員 なぜくず鉄か。あれは電炉があるからですよ。電炉があるからだけれども、電炉業者はどんどん撤退しているの。もう電気代が高過ぎてやっていけない。だとすると、くず鉄もこの先はただ捨てるかもしれませんよ。だからそんなもの時代によって違うのだから。

○大崎座長 環境省さん、そこはどうですか。

だから要するに、この条文に該当しないとお考えなのですか。ペットボトル、発泡スチロールトレイというのは。

○環境省（角倉課長） 今、御指摘いただいた点で、根本的な問題があって、上流から遡って本来考えるべきだという御議論をいただきました。そもそも廃棄物なのかどうか。それから産業廃棄物か一般廃棄物かという御議論があると。

さらに、その上で専ら物かどうかと。そここのところで、最初におっしゃった2つのところはあえてここではというお話でしたので、ここでは深く立ち入るのは控えさせていただきたいと思いますので、それで、専ら廃棄物、専ら再生利用の廃棄物になるかどうか、そこはどのようなのですかという、今、座長から御指摘いただいた点でございますけれども、私どもとして、ペットボトル、いろいろな形で世の中に出回っていて、いろいろな形で捨てられているというか、ごみになっていると理解しています。これが、現在、現状において、専ら再生利用されているというところに行けているかというところについては、そこは必ずしもまだそこまで行っていないのではないかと。もちろん、セブン&アイ・ホールディングスさんのような方々が一生懸命努力していただいて、そうなるように、今、御尽力いただいているという、いろいろな方が御努力をいただいていると思いますけれども、そのものの性状として、今、これが専ら再生利用の目的と本当にそこまでまだ行けているのかどうかというところについては、まだ私どもとして、そこまでは行っていないのではないかとこの認識でおりますので、したがって、この専ら再生利用の目的のある産業廃棄物だということには、少なくとも現時点においては、該当していないのではないかとこの理解でおります。

○大崎座長 ということは、逆に古紙、くず鉄、あきびん類、古繊維は該当しているとお

考えなのですね。だから通知を改正していないのですよね。

○環境省（角倉課長） はい。

○大崎座長 それは本当に客観的事実なのですか。

安念先生、ちょっと。

○安念委員 おかしいでしょう。

だって、物の性質によってと言うけれども、それは業者のやることだから、今、空き瓶だって、鉄だって、捨てるものは捨てています。だから、ペットボトルがどうかなどという議論は完璧なナンセンスで、そうではなくて、誰がどういう形で集めて、どう流通させているか、が大切なのでしょう。誰がどういう形で流通させているかによって、同じ品物だって、ただ単に捨てるものもあれば、商売に使うものもあるとそれだけの話で、これはこの4品目はみんな同じですよ。

やはり、あなた方そもそも調べているの。流通のやり方とか何とか、この4品目及びペットボトルについて、今のところはそうだとおっしゃるが、何か調べているのですか。

○環境省（久保課長補佐） 先ほどのセブン&アイさんの方からお話があったとおりで、例えば、古繊維でも昔と違ってなかなかリサイクルに回りそうにないようなものについて、これは確かに自治体によって差はあるにはあるのですが、一部産廃として扱っているようなケースもあるということで、古繊維であれば、全て専ら物、全て再生利用されるものですと言っているわけではない。そもそも法律も専らですので、全てとは言い切っていないわけですよという点が1点。

それから、専ら物の対象物とペットボトルの一番大きな違いは容り法の存在だと思うのですね。容器包装リサイクル法。ペットボトルは容器包装リサイクル法があって、その中でボトルなり、その飲料の製造者がお金を出すという仕組みでようやくリサイクルが回るものです。かついろいろ議論があるのですけれども、市町村が結構ペットボトルを集めています。あの部分について、市町村の収集コストというのは、市町村持ちなのですね。これは非常に市町村からは毎度毎度文句が出ていまして、高いと。できれば、メーカー側に金を持ってほしい。しかし、メーカー側は、そこは金を出したくないと。そのぐらいお金の面では、法律があってやっとなりぎりに動いているような、やっとなりぎりにリサイクルに回っているような程度のものであります。そのものが専ら物の性質としてリサイクルに回るようなものと言えるのかどうかという意味で、やはり既存の4品目とは大分性質が違っているのではないかと。逆にリサイクル法があって、リサイクルに回っているものも専ら物というのであれば、家電だろうが、車だろうが専ら物ということになってしまいますが、そういったものが本当に専ら物として一切の業の許可は不要として世の中で環境汚染は起こさないのかというとは私は非常に疑問です。

○安念委員 非常に拡大的な問題のすり替えですよ。そうではないでしょう。

○環境省（久保課長補佐） どこがですか。

○安念委員 いいですか。専ら再生利用の目的となる産業廃棄物というのは、品目ごとに

これが1である、0であるという読み方をするということですか。それはおかしいでしょう。例えば、古繊維を考えてみたら、古繊維は古繊維という品目それ自体について、専ら再生利用の目的となるかどうかなど決まるわけないでしょう。

○大崎座長 私は安念先生の言うことの方が正しいと思うのですけれども、つまり、ある廃棄物が専ら再生利用の目的となる場合においてはということを法律は言っているのですよね。だから、セブン&アイさんなどは、明らかに再生利用の目的で回収しておられるのだから、そこで回収された廃棄物は専ら物なのではないかということを言っているのだと思うのです。

だから、私が道に捨てたペットボトルが再生利用されるなどということは誰も思っていないのですよね。それは古紙だって何だってみんな一緒ですよ。

○環境省（角倉課長） 今、座長から御指摘いただいた、これは場合ではないかという御指摘をいただきました。

その点なのですが、ちょっと見る視点をこの視点からも、是非、見ていただきたいという部分がありまして、専ら物として指定された場合の法律効果が何かということなのです。これは専ら物だということになると、何が起こるかと言ったら、業の許可が不要になると。この業の許可が不要になる方はどの方かと言ったら、日本全国どなたであっても業の許可は不要になります。

としますと、セブン&アイ・ホールディングスさんが業の許可が不要になるだけではなくて、他の方、どなたも何の許可もなしにペットボトルは、今後、収集・運搬ができるということになってしまいます。

とすると、それが本当に日本全国津々浦々見て、本当にペットボトルをちゃんと処理していただけるのかと、そういう確信を私ども今の段階では持てないと思っています。

したがって、この専ら物でというところは、私どもとしては、なかなか難しいのではないかということが問題ということになります。

○安念委員 違うでしょう。

環境省で定めるのは「者」でしょう。「物」を定めるなど書いていないではないですか。私、立法技術が簡単などと言っているのではないですよ。でも、「者」を定めるのでしよう。

○環境省（久保課長補佐） おっしゃるとおりで、もともと条文はこれこれの者は許可を受けねばならないですよ。だから、ごみらしきものを集めたい人がいて、許可が要りませうかどうかという話が許可権者である自治体の方に来ると。そのときにどう判断するかという中で、専ら物を収集・運搬しようとしている人については、許可は要りません。そうでない場合は許可が要りますという判断をするわけですよ。そこは物の性状で縛らないと、ペットボトルを集めるのだけれども、この人は許可が要ります、この人は許可が要りません。その場合場合の判断というのは、行政の運用として、自治体として多分できないと思うのですよね。

○セブン&アイ・ホールディングス いいですか。

今回、ペットボトルは単純に全てのペットボトルというわけではなくて、基本的にスーパーなどで店頭回収したのに関して限定をしておりますので、例えば、難しいかもしれないですけども、店頭回収をされたあるいはそういう条件を付けた中でのペットボトルという形で業の許可は不要という形に持っていけないかなという提案でございまして、全てのペットボトルを専ら物にしてくださいというわけではないというのだけ御理解ください。

○大崎座長 他に。どうぞ森下さん。

○森下委員 私、全然門外漢なので、この辺よく分からないのですけれども、環境省さんの目的は何なのかなというのがあるのですね。環境省は一体何のために設立されたのかと。

環境を守るためだろうと思うのに、言われていることは何か環境を守る話は全く言われていなくて、どちらかというと、業者を守るためにはどうしたらいいかというような話をされていると思うのですね。

では、もし専ら物としないときに、現在、プラスチック系のペットボトルとかがいっぱいあふれていますよね。道路にも捨てられているし。あれはやはり回収して何とかしたいというのが環境省さんのもとの思いなのですよね。

であれば、このまま現状を放置するのではなくて、どうされたらよくなると考えられているのですか。

今、1つ提案をセブン&アイさんはされていると思うのですけれども、それをしないとしたら、どうされるつもりですか。

まさか放置をしようというのではありませんよね。また明らかに増えているし、このままいくとあふれ返りますよね。

○環境省（角倉課長） では、今の御質問にお答えしたいと思います。

大きく2つ御質問いただいたかと思ひまして、では、私ども何のために仕事をしているのか、環境省として何を大事に思って仕事をしているのかという御質問と、後は、結局セブン&アイ・ホールディングスさんの取組は非常に良い取組であるとおっしゃっていただいて、それは私どもそう思っています。それでこの取組を進めたいのではないのかと。

私どもの主張はまるでそれを阻害している、要は放置しようとしているのではないかというところで、そこの2点のところは、是非、私どもの真意を御理解いただきたいと思うのですけれども、私どもとしては、当然、環境保全、人の生活環境、自然環境、地球環境の保全を図りたいという気持ちで仕事をさせていただいております。

廃棄物処理法のこの規制も何のためかということは、それは環境を守るためですし、ごみが散乱をして、生活環境が台無しになるとか、自然が駄目になるとか、そういう環境負荷を減らしたいということで許可制度を持っております。

私ども、そういう観点で御説明をさせていただいているつもりですので、何とかそこは御理解をいただきたいと。

○森下委員 そこは趣旨ではなくて、具体的なことを言ってもらわないと。

○環境省（角倉課長） それで、ここからは具体的に御提案をいただいた部分だと思うのですが、現状は放置するのですかと、良い取組なのですよというところなのですけども、もちろん私どもとして、現状を放置するつもりは全くなくて、したがって、容器包装リサイクル法の中でペットボトルのリサイクルというの、いろいろな業界の方々の御努力、御尽力、御協力をいただきながら進めています。

さらに、ペットボトルはどんどん捨てられているのではないかと、それを放置するのではないかと、それはそういうものはどんどん改善していかなければいけないと思っています。

ただ、そういう気持ちで見たときに、その専ら物でペットボトルを入れると、法律効果として何が起るかといいますと、誰でも彼でも収集・運搬がペットボトルについてはできるようになってしまうと。そのときに本当にその集められた方々がそのペットボトルをちゃんと適正に処分していただけるのであろうかと。

そのところは、やはり担保がないとなかなか難しいのではないかと、是非、御理解いただきたいなということです。

○森下委員 だから、理解した上でどうされるのですかということをお聞いているのですけれども、今の話だったら放置するとしか聴こえないのですね。

○大崎座長 松村さん。

○松村座長代理 放置するというのは、ペットボトルが必ずしもうまく回収されていない現状を放置するというのではなく、今回の提案に対して何も協力せずに放置するのか、と問うているのです。環境省もセブン&アイ・ホールディングスの取組はとても良いと発言されたはずですが。店頭で回収されて、それが適切にリサイクルに回るのは、自分たちも後押ししたいということをおっしゃったではありませんか。今回のような努力も環境省の目的に合うということも発言いただいたではないですか。

その後で、しかし、これを専ら物という格好でやると別の問題が発生するという懸念を持っていると指摘していただいた。47都道府県で許可を取ればいいではないかという指摘まで出てきた。この点に関して、そうすると、要するに環境省は何もしないと言っていることになる。セブン&アイ・ホールディングスの取組はとても良いと言っておきながら、結局は、ひょっとして許可を取ればできるということを知らないのではないのですかと言っているだけに聞こえる。そのことを考えたのですか、と最初に言うのはいいと思うのですけれども、それを承知の上で言っているとセブン&アイ・ホールディングスが明言した。それを踏まえてもなお、現行のルールの下で許可を取ってやればいいと繰り返すのは、何もしないと言っているのと同じでしょうと指摘しているのです。

だから、これはリサイクル一般論として何もしないというのではなく、これがとても良い取組だと言っておきながら、対案も示さずに、今の運用のルールのままやれと言っているゼロ回答しかまだ伺っていない。専ら物として解決することが無理なら、何か対案は

ないのかと聴いているのです。

○大崎座長 正にそこを私も気になっていて、例えば、全国一律の許可とかというのを出すとか、何か工夫の余地はないのですかね。だって、どう考えたって大変ですよ。セブン&アイ・ホールディングスさんとして。

しかも、セブン&アイ・ホールディングスさん1社の話ではないわけで、たくさんのチェーンストア、コンビニエンスストア、いろいろな会社が同じ目に遭っているわけですね。これはやはり環境政策として大問題ではないのですか。

○環境省（久保課長補佐） ちょっとお答えの前に1個言わせていただきたいのですが、仮にペットボトルが専ら物になったとして、それで、誰でも彼でもペットボトルの収集・運搬ができるようになったとします。

そうすると、どこかのトラック運送業者さんがセブン&アイ・ホールディングスさんで出たペットボトルを運んでいって、リサイクル工場まで持っていきますよと、ただし、商売としてお金はこれだけくださいと言ってくるわけですよ。そこに、はいと言ってお金を払って渡して、その人本当にリサイクル工場まで持って行ってくれるというところについて、信頼できるのですかという問題です。

それで、持って行ってもらえなくて、やはりどこかで不法投棄が起きましたというときに、産廃ですと、産廃の排出者の責任になるのですが、その辺をどこまで真剣にお考えになっているのか、どこまで本気に放っておいたって、これはリサイクルされるはずだとお考えなのか、そこが疑問なのです。

○安念委員 ちょっと空き瓶についても教えてください。

○環境省（久保課長補佐） 空き瓶は。

ですから、そこは先ほども歴史的な話を申し上げたとおりで、現に廃掃法ができる以前からそのようなことがやられていて、廃掃法ができてから専ら物として40何年許可不要という形で処理してきているわけです。その過程で、それほど大きな問題は起こっていないはずですよ。

○環境省（角倉課長） すみません。ちょっと議論が、また整理をさせていただきたいと思うのですが、最初の座長がおっしゃったことと、あと今、松村先生からも御指摘いただいた点はまだお答えできていないので、要は、対案が、結局、私どもの説明にはないのではないかと。実際は、47都道府県で許可を取るということを言っても、それは現実的ではないのではないですかと。しかも、これはセブン&アイ・ホールディングスさんだけの問題ではなくて、全国津々浦々いろいろな会社も同じように抱えていらっしゃる問題ではないか、という御指摘をいただきました。

それについて、ここから実体論の話で、セブン&アイ・ホールディングスさんとも具体的に意見交換、情報交換させていただきたいと思うのですが、まず、私ども当初思いましたのは、御提案いただいたのは、自社の物流網を使って、自社が直接ペットボトルを収集して、店頭を持ってくるという御提案かなと思っていて、それが、今、できないの

で困っていらっしゃるということだと思っていたのですけれども、お話を伺うと、結局、委託して、他の業者の方に収集・運搬をお願いしているということであったと思うのですけれども。とすると、日本全国、今、収集運搬業者さんというのはいっぱいいらっしゃいますので、であれば、その許可を取られている収集運搬業者さんをお願いをすれば。

○大崎座長 それはコストがかかるということをおっしゃっているのですよ。

コストを下げたいとおっしゃっているのに、何でそれを邪魔するような提案をするのですか。

○環境省（角倉課長） それで、すみません。そこのところはすみません。ちょっとうまく議論の整理ができていないのかもしれませんが、廃棄物処理法上の目的というものがあリまして、事務負担の軽減というものはもちろんあります。

ただ、収集運搬業者の方が、本当に確実にその廃棄物を目的地まで持って行って、途中で不法投棄とかをしないとか、そこは法規制の網を掛ける必要があると思っていまして、そのための許可制度なのです。

ただ、そこのところで、許可を取っていらっしゃる許可業者がいらっしゃいますので、それは国民の皆様の生活環境を保全する上で、お願いせざるを得ないコストの部分にどうしてもなってしまうものかなと思うのですけれども、そこはやはりちゃんとした許可業者の方には是非お願いをしていただきたいと。許可業者の方は、廃棄物処理法の仕組み、こういうものに精通していらっしゃいますし、許可業者をお願いする場合には、マニフェストという形で、廃棄物処理伝票というような形でお渡しして、その方にお渡しして最終的にどこに持って行った、どう処分されたのかというのを排出事業者さんの方にお返しただいて、排出事業者さんの方でも安心して、ちゃんと目的地、お願いしたとおりに処分されているか確認できるシステムを採って、こうすることによって不法投棄を減らしていくということやってきたものです。

今まで、不法投棄事案というのは大変数多くあった中で、それを少しずつ減らしていく取組の一環として、やはり収集運搬業者さんのしっかりとした方、廃棄物処理法に精通しておられて、しっかり法律のルールを守っていただけの方、そこをお願いしたいということをお願いしているのであって、コストはかかるのかもしれませんが、そこは、是非、収集運搬業者の許可を取っていらっしゃる方をお願いをしていただきたいと。

お願いをするのであれば、そのセブン&アイ・ホールディングスさんのような仕組みを可能にして、新たに取りということではなくて、全国津々浦々そういう業者さんがいらっしゃるわけですし、優良な業者さんもいっぱいいらっしゃいます。そういった方々をお願いをすれば、新たにということではないのではないかなと思うのですが、そこのところはいかがでしょうか。

○大田議長代理 いいですか。

○大崎座長 どうぞ。

○大田議長代理 専ら物というのは今日初めて伺って、一連の御説明で驚いているのです

けれども、古紙、くず鉄、空き瓶、古繊維、これは、その当時やっていた業者の保護的な意味合いがあって、これが専ら物になっているわけですね。

でも、先ほど環境省さんが言われたように、時代が大きく変わって、正に、今、環境保護のために専ら物というものをきちんと捉えることが必要なのだと思うのです。

したがって、かつて歴史的経緯で決まった専ら物があります、これは見直しませんというのではなくて、今の環境省の大事な仕事は、再生利用が確実に担保されているものについての特例制度として、専ら物というものを見直すべきなのではないでしょうか。新たに具体的に要件を設定して定義することが環境省のお仕事なのではないかと思うのですが、その御意向はないのでしょうか。

○環境省（角倉課長） 今の御指摘いただいたとおり、時代というのは大きく変わり得るもので、どんな制度であっても、昔決めたから絶対こうでなければいけないとか、そういうものではないというところは私どももそう思っています。

したがって、後は実際に現状に照らしてみてもうどうなのか、というのを今後検討していくということだとは思いますが、今、段階で絶対見直しませんとか、金輪際、将来にわたり、未来永劫、そこを見直す、見直さないということを申し上げるつもりはまずなくて。

○大田議長代理 未来永劫とか、そういうことではなくて、かつてはそれまでやっていた業者をその経営上保護的にやっただけで、それは環境目的ではないわけですよ。

今、正に環境問題が重要になってきて、再生利用が重要になっている中で、きちんと専ら物を本来の意味で定義するということを言っているわけで、それを環境省がなぜやらないのかと、やる意向はないのかというのが私の質問です。

○環境省（久保課長補佐） なかなかお答えが難しいけれども、我々として、もちろん廃棄物の適正処理、環境保全という意味で、それは非常に大事な課題ですし、昨今はそれに加えてリサイクルみたいな、3R的な取組というものも非常に重要な課題なもので、こちら方向へ向けてどんどん制度をいじっているという部分があるのですね。

ただ、いじり方が、放っておいてリサイクルされるような専ら物というところからさらに踏み込んで、何か仕組みを作らないとリサイクルされそうにないものもリサイクルが回るようにしましょうということで、各種リサイクル法などをつくってきていると。その中で、容器包装であれば、製造メーカーにリサイクルの義務をかけるというのがありますし、一方で他の小型家電の制度ですとか、食品リサイクルの制度ですとか、ああいったところでリサイクルが非常に円滑に回るようにするために、やはり業の許可を不要とするような仕組みをどんどん入れてきているのですね。

ですので、なぜ専ら物のこの条文を見直さないのかと言われると、なかなかお答えに窮するのですが、全体としてリサイクルを回すため、特にその意味で障壁となっているような業の許可の部分になるべく簡単にしてやろうという取組自体はやっているということです。

○大崎座長 そしたら、ますますこの戻り物流でリサイクルをされるということについては、業の許可が要らないと何でできないのですか。

それから、先ほど、許可業者さんがいるのだから、それに頼めばいいとおっしゃったけれども、それは先ほどの許可を受ければいいというのと全く同じで極めて無責任というか、勝手な言い分だと思うのです。

○環境省（角倉課長） 無責任というお言葉であります。私どもとしては、環境保全に責任を持ちたいという気持ちがあるからこそ、許可業者の方をお願いをしたいと。

なぜ、許可業者の方をお願いをせずに無許可業者の方にと、それは、廃棄物処理法の規制というのは、コストだけでやっているものではございません。社会的規制という形で、飽くまでも環境保全ということが第一の目的です。

○大崎座長 いやいや、ちょっと待ってください。

だって、セブン&アイ・ホールディングスさんが、コストがかかるから制度を変えてくれとおっしゃっているのに、それは変えられないと環境省がおっしゃるのであれば、もうコストがかかるからやめるとセブン&アイ・ホールディングスさんがおっしゃった場合は、ますますペットボトルとかトレイがあふれ返るわけでしょう。だってセブン&アイ・ホールディングスさんは回収する義務があるわけではなくて、自由意志でやっておられるわけなのだから、別にその辺に捨ててくれと開き直ってしまったら、環境はますます悪化するではないですか。

○環境省（角倉課長） 今、御指摘いただいた点は非常に重要な点であると私どもとして当然思っています。セブン&アイ・ホールディングスさんの先進的な取組、こういったものが進むということは大事だと思っています。

そういう意味で、まず、ここで議論というものは、私は何が大事かといったら、そういった取組がいかにか前に進むのかという観点で、専ら物かどうかというのは、多分、手段の議論だと思っています。

そういう意味では、実際にどういう形でこうした取組をさらに前に進めていくことができるのかと、そういうことについては、実際の現状の話もセブン&アイ・ホールディングスさんからお伺いしながら、そこはいろいろな御相談はしていきたいと思うのです。

要は、方法論として、これだけでなくはいけないという議論ではなくて、前に進めるべきだという座長の御指摘はそのとおりで、それは私どもとして、そのところはしっかりと意思疎通を図っていきたいという気持ちではあります。

○大田議長代理 それは具体的にやってくださるわけですね。

今からスタートしてやってくださるわけですね。

○環境省（角倉課長） 結論ありきで専ら物かどうかということではなくて、それにつきましては、私、この会議が始まる前に、セブン&アイ・ホールディングスさんの方にも申し上げたのですが、実際、どういったことなのかというのを意見交換させていただきませうかと、そういうことを申し上げさせていただきまして、そのところは、是非、生産的な

議論を当事者同士でもさせていただきたいと、そこは考えています。

○大崎座長 久保利さん。

○久保利専門委員 久保利ですけれども、どう考えてみても、冒頭の安念先生がおっしゃったとおりなのだけれども、「専ら再生利用の目的となる廃棄物のみ」をと、あります。今のセブン&アイさんがやろうとしていることは、正にこれなのではないかと。しかも、これを一番安いコストでやればどんどんやりたいので、そこへ正規業者、過去、輸送コストがかかっているそういう既得権益を持っている業者に頼むと、多分、コストがすごく高くなるのだと思うのです。

したがって、戻り物流でやっていくことができれば、これは完全に今より安くできる。

そして、かつ必ず再生利用に使われると。正に御自身のレピュテーションを懸けて、戻り車を使ってそこへ持って行くわけですから、絶対に持って行くだろうと思うのです。

そういうことが、なぜこのただし書きに該当しないと考えられるのかが私には全く理解ができなくて、そもそも調整したり、議論したり、セブン&アイが何を考えているかよりも、もっと早い話で、直ちにそれだったらオーケーですとなぜならないのだろうか。誰が読んでも、まず、普通のまともな弁護士が読んだら、これは今のお話だったらば、このただし書きでいけますよというのは、私は真っ当な法律解釈だと思いますが、どうして環境省という環境を維持するためにどんどんこういうものを処理してください、再生利用してくださいと言うべき役所がそれに水を差すようなそういう話をされるのが全く理解できません。

○林委員 私も弁護士の一人として、今の久保利先生の意見に100%賛成です。

なぜか厚労省の昭和46年通知というのがいろいろなところで問題になっているような気がいたします。

環境省としては、このような戻り物流を使ってリサイクルするというのは、エネルギー的にも非常に有効な方策なわけですから、それをとどめるようなこの「46通知」を見直さないということ自体が、行政として、今、あるまじき行為ではないかと思っていますので、是非、見直しを検討していただきたいと思います。

○大崎座長 何か、本当にノーアクションレターみたいな制度でもあるといいのですけれども、だから、こういう事実関係において、これは許可制の対象ではないとかね。何でそれを環境省として認めていただけないのですか。

○環境省（角倉課長） すみません。また、繰り返しになるかと思うのですが、まず論点を多少分けていきたいと思うのですが、専ら物かどうかということだけで議論をすると、そのところは専ら物と入れてしまうと、一般的に規制が全部外れてしまうので、そのところはちょっと私どもとしては、どうかということなのです。

○林委員 済みません。その解釈自体もおかしいと、今、久保利先生が説明なさったと思いますよ。

○久保利専門委員 「専ら物」の物の方にばかりかけるからで、「専ら再生利用の目的と

なる廃棄物のみの処理を行う者」として、正にセブン&アイさんはそれをやりたいのだよと言っているわけです。そこまでちゃんと読んで、なぜ考えてくれないのですかというのが私の先ほどの質問の趣旨です。

○環境省（角倉課長） そのこのところは、者が縛っているのは物で縛られているので、この物を扱っている者を縛るという形で、物を扱っている者のうち何とかかんとかの者と書いてあるわけではないので、セブン&アイ・ホールディングスさんだけをそのこの条文上、この解釈で抜くという形には、そのこの専ら物の部分ではできない。

○久保利専門委員 いや、それが間違いなのですよ。

だって、専ら再生利用の目的となるかならないかは、経済的な効用を考えてペイするかしらないかで決まるので、始めからペットボトルが再生利用の目的になるものであるとか、くず鉄がそうであるとかというものではないと、散々、安念先生が言っているではないですか。そこをちゃんと聞いた上で議論してくれないと、生産的でないですね。

○環境省（角倉課長） そのこの部分をお答え申し上げますと、その条文の書き方として、今、そうなっているということを申し上げておりますので、そこで物で縛っていて、そこで物によって者を限定するという書き方にもなっていると、こういう点を御説明させていただいているだけです。

○大崎座長 ありがとうございます。

これは本当に議論の尽きないところではあるのですが、ちょっと時間も押しておりますので、このぐらいにさせていただきたいのですが、是非、環境省として、許可を取れとか、業者に頼めとかそんなことをおっしゃらないで、前向きな検討をしていただきたいし、それはしていただけるということをご約束いただいたと理解しておりますので、是非、その後、良い結果が出たというお話を近い将来に伺いたいなと思っておりますので、是非、よろしく願いいたします。

どうも今日はありがとうございました。

（環境省関係者退室）

（文化庁関係者、電子情報技術産業協会（JEITA）、アジアインターネット日本連盟（AICJ）、日本音楽著作権協会、日本レコード協会入室）

○大崎座長 お待たせして申し訳ございません。

それでは、皆様お揃いであれば、早速、2番目の議題に移らせていただきたいと思います。

議題2は「クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直し」のこれはフォローアップでございます。

本件は、本年6月の閣議決定事項でございまして、「本年度上期結論」と書かれておりましたものですから、上期も終わりましたので、現在、どういう状況かということについて御説明をいただくという趣旨でございます。

本日、関係府省として文化庁、それから事業者として電子情報技術産業協会、アジアイ

ンターネット日本連盟、それから権利者の代表として、日本音楽著作権協会、日本レコード協会からそれぞれ御出席をいただいております。

では、文化庁からの御説明をお願いいたします。

○文化庁（森課長） 文化庁著作権課長の森と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料に即しまして、文化庁の対応状況について御説明をさせていただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、まず1ページ目、「クラウドサービス等と著作権に関する政府の方針」ということでございます。

まず、1ポツにございますように、昨年6月の知的財産戦略本部決定におきまして定められました知的財産政策ビジョンの中で、クラウドサービスやメディア変換サービスといった産業の創出や拡大の促進という観点から、著作権の権利制限規定の見直しでございますとか、円滑なライセンス体制の構築といった制度の在り方についての検討を行うということが定められていたわけございまして、同趣旨の内容が昨年の知財計画、そして今年の知財計画にも定められ、今年の知財計画においては、今年度できる限り早期に結論を得るということが定められてきたところでございます。

また、先ほど御紹介がございましたように、今年の6月閣議決定をされました規制改革実施計画におきまして、クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直しということが掲げられ、このクラウドメディアサービスにつきまして、権利制限規定の在り方でございますとか、円滑なライセンス体制の構築について、文化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者間の合意が得られることを前提に結論を得るということが定められ、その実施時期として、今年度上期結論ということが明示をされていたところでございます。

こうしたことを踏まえまして、文化庁の方では、文化審議会著作権分科会において、昨年6月から議論を開始し、検討を行ってきたところでございます。

検討の状況につきまして、2ページ目を御覧いただければと思います。検討開始以来、これまで延べ11回にわたって委員会を開催してきたところでございますけれども、特に今年度は、この右側にございますけれども、このクラウドサービスと著作権の問題、そしてクリエイターへの対価の還元の問題を専門的に扱うための場として、「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」というものを設けまして、今年度上期に結論を得ることを目指して、集中的に審議を行ってきたところでございます。

審議のこれまでの経緯と現状について御説明申し上げたいと思っております。

3ページ目を御覧いただければと思います。

まず、この審議に当たりまして、議論・検討の対象とすべきサービスということで、事業者の方から提示されたサービスが上半分にあるようなサービスでございます。

その中の1つが1ポツにありますような私的使用目的の複製が関係するクラウドサービ

スト、いわゆるロッカー型のクラウドサービスでございますけれども、クラウド上のサーバーをいわゆるロッカーとしてそこにコンテンツを保存し、インターネットを介して利用者の有する様々な端末に送信をし、コンテンツを利用できるようにするというサービス形態でございます。

また、2ポツでございます、このほかのサービスとして、メディア変換サービス、個人向け録画視聴サービス、プリントサービス等々のサービスについても検討してほしいという御要望をいただいていたところでございます。

こうしたことを踏まえて、まず、審議会において検討を行いましたところ、議論を円滑に進めるために、基本的なサービスとして、現実に安定的な運営がなされており、審議会において共通理解の下に検討できるサービスから検討を始めることが効果的であるということで、まずはこの1ポツの私的使用目的の複製が関係するクラウドサービス（ロッカー型クラウドサービス）から検討を行うということで、委員の意見の一致が見られたところでございます。

また、その他のサービスについては、事業者の方から諸外国でできているサービスであれば、日本でもできるようにすべきであるといった御指摘をいただきましたので、そういったことについては、是非その諸外国の事例について、法制度の実態なども含めて精査ができるようにしてほしいといった御指摘をいただいているところでございます。

4ページでございますけれども、このようにしまして、まず審議会ではロッカー型クラウドサービスについて検討することになったわけでございますけれども、この検討に当たりまして、ロッカーサービスを次のような2つの視点から分類をして、4つのタイプに分類をして議論をするということとなりました。

1つの視点が、この表の左側の縦軸でございますけれども、「プライベート型」、「共有型」とございますが、ロッカーに保存されるコンテンツにアクセスして利用できる者は誰かという観点でございまして、プライベート型という1人の利用者のみがアクセスできるという形態と、多数の利用者がアクセス可能という共有型に分けられるわけでございます。

また、横軸にあります視点の2ですけれども、こちらはロッカーに保存されるコンテンツを誰が用意をするのかという観点からの分類でございまして、左側にございます「配信型」というのは、ロッカーに保存されるコンテンツをクラウド事業者が用意するというもの。そして右側の「ユーザーアップロード型」と言いますのは、そうしたコンテンツを利用者自身が用意をしてアップロードするという形態でございます。

こうした2つの視点から、4つのタイプにこのロッカー型クラウドサービスを分類して、議論を重ねてまいりました。

5ページを御覧いただければと思います。

こうして分類された4つのタイプのそれぞれについて、当該サービスで行われております著作物の利用行為、具体的にはロッカーにコンテンツを複製し、そしてそのロッカーか

らコンテンツを送信するといったことについての権利者から許諾を受けるべきかどうか、権利者からの許諾を必要とすべきかどうかということについて議論をいたしました。

そして、このタイプ1・3・4については、権利者の許諾が必要であって、契約等により対応すべきサービスであるということで委員会では意見が一致をしたところでございます。

タイプ1、タイプ3というのは、配信型でございますので、コンテンツを事業者が用意をしてユーザーに届けるという形態でございますので、その対象となるコンテンツについては、事業者が権利者とあらかじめ契約を結んで、それを利用するということが必要であるということでございます。

また、タイプ4というのは、多数の者とコンテンツを共有するというサービスでございますので、許諾なく行えば、著作権侵害となる形態になります。

したがって、ユーザーが合法的に共有ができるという環境を実現するためには、あらかじめ契約を結んでおくということが必要になるわけでございます。

一方、タイプの2でございますけれども、ユーザーアップロード型でプライベート型と。ユーザーがコンテンツを用意し、他人と共有せず、自ら限りで使用するという形態についてでございますけれども、このタイプ2につきましては、著作権法上適法となる私的使用目的の複製という範囲内で行っているサービスと考えるべきなのか、それともそういったサービスに事業者が関与をし、利益を得ているということに鑑みると、権利者の許諾が必要であるかということについて争いがございまして、この点を重点的に議論してまいりました。

この際、主な論点となりますのが、利用行為の主体は誰かと。このロッカーにおいてコンテンツを複製する主体が個々のユーザーと捉えるべきであるのか、それともそういった環境を用意している事業者であると捉えるべきなのかという利用行為主体の問題でございます。

また、そういった利用行為主体がユーザーであるということになった場合に、その行為について、この下に※印でございますけれども、著作権法の第30条の規定が適用され、権利制限規定の効果によって、許諾なく行うことができるようになるのかどうかといったことが論点となってきたわけでございます。

この議論の結果でございますけれども、6ページを御覧いただければと思います。

このタイプ2の形態のロッカー型クラウドサービスに対する評価でございますけれども、当初、権利者側、利用者側、事業者側、非常に大きな隔たりがございましたけれども、有識者の意見も踏まえて、これまで検討を重ねてきた結果、タイプの2につきましては、基本的に利用行為主体は利用者であって、その場合には、そうしたサービスで行われる著作物の複製というものは私的使用目的の範囲内のものであるということで、権利者の許諾は不要であるということで意見の一致が見られたところでございます。

※1にありますように、行為主体の問題というのは、個別のケースによって、その複製

への関与の程度などを踏まえて判断されるものではございますけれども、基本的には、このタイプ2にとどまる限りは、こうしたサービスは事業者が権利者の許諾なく行うことができるということについて、権利者を含め、関係者に御参画をいただいた審議会の場で共通の理解が得られたということでございます。

一方、このようなタイプ2を超えるサービスを提供するような場合には、権利者と契約を結んで許諾を得るということが必要となるわけでございますけれども、例えば、事業者がコンテンツを提供する、先ほど配信型の類型にありますタイプの1や3といった形態のサービスをこのタイプ2と一体的なサービスとして提供しようという場合ですとか、私的使用の範囲を超えて、一定の範囲で共有することが許されるようなサービスを提供するといったような場合が考えられるわけでございますけれども、そうした許諾を必要とするべきサービスについて、事業者の一部の方から、権利者、そうした契約を結ぶための権利者の探索や多数の権利者と個別に契約をするといったことのコストを低減する方策が必要であると、そういった低減策を提示してほしいといったニーズが出されたことなどを踏まえて、権利者側の方から集中管理による契約スキームの案というものが示されました。

具体的には、次の7ページを御覧いただければと思います。

ここに「集中管理による契約スキームのイメージ」というものがございますけれども、サービス提供事業者が権利者と契約をしようという場合に、現状ではこの7ページの図の上半分にごございますように、JASRAC等の音楽の楽曲の管理事業者でございますとか、レコード各社等の権利者と個別に契約を結ぶことが必要となるわけでございますけれども、このたび、権利者側の方から御提案された集中管理による契約スキームと言いますのは、この下半分にごございますように、黄色の囲みの部分にある「音楽集中管理センター」といったものを設けることによりまして、事業者の側からのサービス内容でありますとか、権利処理についての相談・協議に応じると。そして、ライセンスを得るための申請に対するワンストップ型の窓口となる、そういった役割を担うという構想でございます。

こうした構想が、権利者側の委員の方から御提案をされ、そのことについての審議会の議論でございますけれども、また6ページにお戻りいただければと思いますが、この6ページの下の方の囲みの2つ目の丸にごございますけれども、こうした集中管理による契約スキームにつきましても、権利者との権利処理をするための契約コストの低減につながるというメリットがあるだけではなく、権利者との許諾が必要か否か、グレーなサービスであっても事業者がリスクヘッジをして契約をしようという場合には、容易に契約をするということに活用することができる。そうしたことによって、事業者が利用者に適法なサービスを安心して提供することができるようになる、そうした選択肢としての有効性があるではないかということで、本スキームの有用性を評価する見解で委員の方々の意見がおおむね一致をしたところでございます。

もちろん、この契約スキームの具体的な在り方については、例えば、集中管理団体に属しない権利者にどう対応するかといったことですか、現在、音楽について御提案をいた

だいておりますので、音楽以外の分野にも、拡張していくという可能性をどう考えるかといった様々な課題がございますけれども、こうしたスキームが立ち上がるということ自体については、契約処理コストを低減し、ビジネスをより円滑に実現できるという観点で評価をするという見解でおおむね一致したところでございます。

また、これについては※2にございますように、経団連からも有効な方策であるという御意見をいただいているところでございます。

最後8ページでございますけれども、今、申しましたように、まず、集中的に議論をしてまいりましたロッカー型クラウドサービスについては、これまでの小委員会の議論の結果、一定の方向性がまとまりましたので、今後、これを踏まえた取りまとめ案というものを作成していきたいと考えております。

一方、当初議論すべき対象として事業者側委員の方から御提示をされたその他のサービス、ロッカー型クラウドサービス以外のサービスにつきましては、次回以降の小委員会、できれば今月中にも次回の委員会を開催したいと思っておりますけれども、次回以降の小委員会において、速やかに検討を進めてまいりたいと考えております。

また、その際には、権利者への適切な対価の還元の在り方といったものについても検討を行ってまいりたいと考えているところでございます。

規制改革実施計画に取り上げられた課題に対する対応状況については以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大崎座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明についての質問や意見を伺いたいと思うのですが、委員、専門委員の皆様から御自由に御発言いただきたいのですが、事業者の方あるいは権利者団体の方も適宜御発言をいただければと思います。

どなたからでも結構でございます。

では、大田先生。

○大田議長代理 ロッカー型のクラウドサービスについて、方向性を取りまとめていただきまして、ありがとうございます。

この点については、これからまた議論が出ると思うのですが、先に失礼しないといけないものですから、今後のことを先に伺っておきたいのですが、今後の検討課題というところで、今回のロッカー型クラウドサービス以外のものについては、「次回以降の小委員会において速やかに検討を行う」となっています。これはどういうスケジュール感でいつ頃までに結論をお出しになるのか、それを教えていただきたいと思っております。

もう一つ、この分野というのは、技術革新を始めとして、非常に変化が激しい分野ですので、その都度、審議会でこのサービスはいいのかどうかということを議論しておりますと、やはりビジネスという観点からは、円滑にいかないと思うのです。

かつて、日本版フェアユースの議論がありましたけれども、こういうフェアユースの導入を再検討するといったことを含めて、著作権の在り方を抜本的に見直す必要があるのでは

はないかと思いますが、これについてはどうお考えでしょうか。

以上、2点お願いします。

○文化庁（森課長） お答え申し上げます。

まず、1点目の御質問、その他のサービスについてのスケジュールでございますけれども、知財ビジョンにおきましても、また規制改革実施計画におきましても、今年度できる限り早期に、あるいは上期に結論を得るということで対応が求められていた課題の一つであると認識をしていますので、そういった観点でできるだけ早期に関係者の合意を得て、結論が得られるように努力をしまいたいと思っております。

○大田議長代理 今年度ということですね。

○文化庁（森課長） ビジョンでありますとか、実施計画において定められているのが今年度に結論を出すということでございますので、関係者の合意を得てしっかりと結論を出すように努力をしまいたいと、それを目標として取り組んでまいりたいと思っております。

それから、2点目の御質問でございまして、変化に対応することができるような規定の在り方について検討すべしということでございますけれども、フェアユース、一般的な権利制限規定という御指摘がございましたが、文化庁では、そういった御指摘も踏まえて、過去、一般的な権利制限規定の導入ということについても議論をいたしまして、立法事実や明確性ということにも配慮しながら、ある程度包括的な規定ぶりをするという観点で、付随的な利用でございますとか、利用の検討の過程における利用でありますとかいったことについての一定程度包括的な権利制限規定を導入いたしました。

そして、またその時点で、導入されなかったものといいますか、その時点では、そういった形で検討をし、立法化したわけでございますけれども、その後の社会の状況の変化によって、新たに権利制限規定を設けるべき必要性といったものが生じてくれば、当然それに対応した検討をしなければならないと考えておまして、今回のクラウドサービスの問題もそういった観点で検討している一つの課題ではないかと思っております。

したがって、今後、社会の状況の変化によって、新たな利用形態が登場してくるといったことが生じてくる、そういった状況を踏まえまして、適宜、検討を進めてまいりたいと思っております。

○大崎座長 今、おっしゃった既につくっているというのは、著作権法30条のことをおっしゃっているのですか。

○文化庁（森課長） 失礼しました。

平成24年の著作権法の改正におきまして、立法化をした規定が幾つかございます。

御指摘の30条の規定ではございませんで、付随的な利用でございますとか、利用検討過程における利用といったものの立法化が既になされているところでございます。

○大崎座長 いかがでしょうか。林先生。

○林委員 ありがとうございます。

関係各方面の第一線の方が多数お集まりくださって、精力的に御議論いただいたということで、大変評価したいと思いますが、ただ、フォローし切れないまま質問を申し上げるのは恐縮なのですが、今日いただいた資料2の4ページについて質問させていただきたいと思います。

このロッカー型クラウドサービスの中でも、このプライベート型かつユーザーアップロード型の、タイプ2と言われるもの。これについては、始めから、まずは、これは合意がしやすいだろうということなのではないでしょうか。取り上げられて、皆さま、タイプ2は権利者の許諾は不要であるという意見で一致したということなのなのですが、よくよくこの表を見ますと、他のタイプのものについても、このタイプ1のところを見ますと、「クラウド事業者が用意して（ライセンスを受ける場合を含む。以下同じ。）（①）」ということですので、タイプ1・2・3・4のところの「①」も「ライセンスを受ける場合」を含んでいるわけですし、また一方で、タイプ2も利用者が用意したコンテンツが違法コンテンツであれば、当然、著作権侵害の問題は出てきますので、タイプ2について、今回、整理ができたということはよろしいのですが、それ以外のものを、今、保留というか、後回しにして、これから議論しましょうという区別をした理由はどの辺にあるのでしょうか。これをまず文化庁の方にお伺いしたいと思います。

その上で、JEITAさんから、それについての御見解を伺いたいと思います。

○文化庁（森課長） お答え申し上げます。先ほど御説明が分かりにくかったかもしれませんが、まず、申し上げましたのは、3ページの一番下にございますように、いろいろなサービスを事業者の側からは検討してほしいということで御要望いただいたわけですが、その中で基本的なサービス類型として、ロッカー型クラウドサービスというものを取り上げようと。そして、ロッカー型クラウドサービス以外の、例えばメディア変換サービスとか、個人向け録画視聴サービスとか、上側の四角囲みの2ポツのところにありますけれども、そういったサービスは、諸外国の事例等も精査をした上で追って議論をしようということで整理をしたところでございます。

そして、まず、議論をしようというロッカー型クラウドサービスの4分類というものを4ページのところでお示したところでございまして、この4分類のうちのタイプ1・3・4については、5ページにございますように、これは契約等によって対応すべきサービスであるということで意見の一致を見た。

一方で、タイプの2については、権利者側の御意見と利用者、事業者側の御意見とに大きな隔たりがございましたので、このタイプ2について集中的に議論を行い、その結果、6ページにございますように、タイプの2について主体の判断は個別にございますけれども、基本的には行為主体は利用者であって、契約を得ることなく事業者がサービスを実施できるということで意見の一致が見られたということでございます。

○大崎座長 その点、JEITAさん。

○電子情報技術産業協会 JEITAの榊原でございます。

今日は御説明の時間はないということなのですが、JEITAから簡単に資料を御用意させていただいております、参考資料1の5ページに、少し今のことに関する絵を付けてございますけれども、そもそもこの課題については、10個ぐらいのサービス、今、それ以外のサービスはこれからやっていただけるというお話でしたけれども、この中で左上のクラウドサービスというものについて、現在、検討しているということだと思っておりますけれども、これ以外に、10個ぐらいのサービスについては、まだ現在、検討されていないということです。これから検討されるということで、非常にスケジュールの点についても、いつまでにどれをどういう順番でやるのかということもできれば示していただきたいと思えますし、あとこれは、やはり飽くまで例示で、こういった新しいサービスをどんどんやっていきたいという主張です。ただ、1個1個順番にやって、それに合わせて権利制限規定を1個1個細かい立法事実で規定されると、もう翌年の法改正ができる頃には、そのサービスは時代遅れになっているというのが現実の今の著作権法です。先ほど、以前の日本版フェアユースのときに、多少の規定が入りましたというのは確かにそのとおりなのですが、それもその著作権法をやられている学者さんなどは、フェアユースのなれの果てだとか、中山先生が評価されるぐらい、非常に狭い規定で、それでは、今、挙がっているようなBtoC型とかBtoB型のクラウドサービスにはやはり対応ができないのです。少しストレッチの効いた規定を入れていただかないとということで、そういう検討を社会の変化ということがあればということなのだと思いますけれども、既にそれは起きているということで、検討の俎上に乗せていただきたいという意見でございます。

○大崎座長 川本専門委員。

○川本専門委員 専門委員の川本でございます。

この問題は、何回か私もこの場でも参加させていただいているのですが、パターンとして、著作権の法律上の権利をどこまで保護するかという問題について、利用される側との調整をするということですね。その調整を担っておられるのが文化庁という構図だと思うのです。ちょうど今日、参考資料として、田中辰雄先生の論文も配られておりますし、あるいはジョシュア・ラーナーさんというエコノミストも分析されておりますけれども、結局、そういうミクロの権利の調整という観点だけでやるのがこの問題、適切なのか。どういう分析かということ、フェアユースを全面的に導入することで、利用者が増えて、それでコンテンツ産業自身も伸びがより大きくなったということです。もちろん実証分析自身にいろいろな評価というものがあると思っておりますけれども、一応、そういうきちんと分析した結果も出ているということで、一国の政策を考えるときに、そういう観点を入れていかないと、個別の目の前の権利をどう守るかということでいいではないかという議論をしては、恐らく国の政策を誤るのではないかと思います。これは、やはり最終的には国の文化庁さんの采配になります。こういう経済的な観点、経済学あるいは日本全体の観点を文化庁さんの検討の中に入れていく、あるいは今後、規制改革会議のプロセス自身がそういうものかもしれないのですが、そういう観点を導入しないと、いつまでたっ

ても、早くやってくださいという立場の人と、いやいやそれはちゃんと権利なので慎重に議論しないとイケませんという立場との調整が続き、何か打開の道が見えないような気がいたします。その点について、もし文化庁さんでコメントがあればいただきたいと思いません。

○文化庁（森課長） 御指摘、大変ありがとうございます。

私ども著作権制度を所管する立場といたしまして、その著作権制度を権利の保護とその公正な利用のバランスの取れたものとして、時代の変化に対応して逐次見直しをしていくということは、大変重要な課題であると思っております。

包括的な権利制限規定の導入ということも、そのための一つの課題として過去検討されたところがございますけれども、そういった中で、ある程度立法事実を踏まえて、その規定の適用対象が明確化されるような立法形式が望ましいということで、平成24年の改正の幾つかの規定の導入ということにもつながったわけがございますけれども、そういった検討が、それで終わったわけではもちろんございませんので、今後、そうした社会の変化に対応して、必要な規定の在り方ということについては、今後ともしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○川本専門委員 この分析については御存じでしたか。

○電子情報技術産業協会 この資料はJEITAからの参考資料としてお配りさせていただいたのですが、まだ公表されておりませんで、10月末頃に公表版が出ますので、そのときにウェブページ等で公表されるということになります。

○アジアインターネット日本連盟 アジアインターネット日本連盟の李です。

ジョシュア・ラーナー、ハーバードのビジネススクール教授の分析についても、簡単に御説明させていただくと、これは柔軟な著作権判決、柔軟な権利制限があった後に、クラウドサービスに向けたVC投資、ベンチャーキャピタルの投資額が約7億ドルから13億ドルまでに増加するというような調査の結果でございます。

そのレポートの中では、アメリカとEUを対比させておまして、柔軟な権利制限があるアメリカでは、このようにベンチャーキャピタルによる投資が増加したが、EUの方、柔軟な権利制限がないEUでは特に増加は見られなかったというような結果を示しております。これらのリサーチに関しては、それぞれ2011年、2012年にリリースされたもので、公表されているものでございます。

○大崎座長 私もちっとそのフェアユースというのは、若干言葉が独り歩きしているような気もして、具体的にどういう条文をつくるのかというのが、思案のしどころだと思っておりますけれども、恐らく、今、いろいろな方が御発言になったのは、文化庁としてどういう条文をつくるかを御検討いただくときに、柔軟性のある規定だと、経済効果が大きいというようなことも考慮に入れていただけるかどうかという、そこのところだと思うのですよね。その辺は別にここですぐそうだとも、そうでないともお答えにくいとは思いますが、是非、ちっと考慮していただければという感じですかね。

他にいかがでしょう。

どうぞ。

○林委員 文化庁以外のどなたからでもお答えいただければと思うのですが、フェアユースの議論では、外国でもこういう新しいビジネスについて、はっきりフェアユースと認めた判決は出ていないのではないかとか、そこはまだグレーゾーンではないかという議論があったりするのですが、実際にはいろいろなビジネスが海外では既に行われているわけですし、一方で日本国内では、こういうビジネスができないというのは、どこに原因があると思われませんか。

一時、萎縮効果、フェアユース規定がないことで、企業側としては萎縮効果があるのだという御意見もありましたし、いや、フェアユース規定があってもアメリカでは訴訟がいっぱい起こっているし、それでも新しいビジネスをしているのだから、萎縮効果とは関係ないという御意見もありましたし、そういった議論の在り方が正しいのかどうかという点もあるかと思いますが、その辺について、皆様から御意見を教えていただければと思います。

○大崎座長 それは私も非常に気になっている点で、それで私も先ほどフェアユースという言葉が独り歩きしているのではないかと申し上げたのは、結局どんな条文をつくってもそれに合致していると思う人もいれば、していないと思う人も出てきますよね。

そうすると、権利を侵害されたと思う方が訴訟を起こすということそのものを排除はできないですね。

また、訴訟を起こされるということをリスクと捉えてやらないというビジネスジャッジメントをする人が出た場合に、それを禁止することもできないですね。

だから、何となく私は事業者の方も、もうちょっと思い切ってやってしまったらいいのではないのというような感じを、若干無責任な言い方ですけども持っているのですよ。その辺はいかがなのですか。

○電子情報技術産業協会 順番にお答えしたいと思いますけれども、ビジネスが海外で結構できているというのは、現実に例をたくさんJEITAも出しています、世界中で出ています。日本では余りそういうビジネスが起きてきていないという現状の違いについて、フェアユースのような規定がある国が増えてきているからではないかと思います。

白か黒かというのは、結局、裁判で最後まで行かないと分からないわけですけども、日本だとフェアユースのような規定がないので、ではチャレンジして訴えられたら、ほぼ間違いなく負ける可能性があります。でも道具があれば、それを使えるので、勇気のある人はやると。勇気のない人とやらないという人ももちろんいると思いますけれども、それがいいのです。

海外で起こってきているものは、全部裁判にはなっているわけではないのですけれども、やはりそういう規定があると、これはフェアユースにならないなと思った人がやはりやめるでしょうし、これならいけると思えば、チャレンジをしていって、どんどんつくってい

くということになると思うのです。

だから、サービス自体はたくさん増えていきやすいということの影響も出て、やはり日本ですと、やはり道具がないので駄目ですよというところが萎縮にどうしてもつながってくるということなので、白か黒かの結論部分ではなくて、規定があるという、法整備が道具としてあるかどうかという違いだろうと思います。

○大崎座長 どうぞ。

○アジアインターネット日本連盟 アジアインターネット日本連盟の古閑と申します。

今の点ですけれども、私どもも、やはり包括的なものがあった方がやりやすいというものはあるものの、それは手段だと思うのです。なので、今の状態であっても絶対にできないかということ、そんなことはないと思うのですね。徐々に権利制限規定を広げていただいているというのも、かなり技術的な進展であるとか、見ていただいているとは思っております。

ただ、正に今、文化庁さんから御説明いただいた、例えば6ページなどを御覧いただきましても、このように、タイプ2というところだけはいいのではないかと整理されつつ、だけれども、それ以外のところ、先ほども御説明でタイプ1やタイプ3のほかにも、タイプ4というのもあり、そこにはいろいろなパターンがありまして、これが全て本当に許諾を必要とすべきサービスなのかどうか、何とも言えないと思うのです。それにもかかわらず、これについては、タイプ2ではないので、許諾を必要とするサービスであって、なので、やはり集中管理スキームに載せるべきだというような見え方になってしまっているかと思っておりますし、やはりこれも本当にいろいろなパターンがあるので、一概にそうは言えないと思いますし、そういった議論は文化庁さんの会議の中でということになってしまうということ自体が、やはりこれはいけないことなのかなという雰囲気がちよっと出てしまうというところはあるのかと思っております。

○大崎座長 道垣内先生。

○道垣内専門委員 アメリカのフェアユースの規定自体は、非常にリジットに書いてあって、それが紛争、裁判、判例を通じて拡大解釈され、それをフェアユースと言っているわけですけれども、日本の権利制限の規定も、30条はいろいろな読み方ができる規定です。もともと、それほど適用をめぐる争いが起きていない。権利・利益のための闘争をしてこなかったのです。個々で問題となっているような利用をしても、必ず負けるとは言えないと思うのですけれども、そこは文化の違いかもしれないと思います。コンプライアンスが大切だと言われておりますから、危ないけれどあえてビジネスをしますといった宣言は多分できないと思います。そこは、やはり日本の文化の土壌の中では、立法的な対応が必要だと思います。著作権の審議会では、現行法を基に積み上げ型の議論をしているわけですよ。それだとなかなか議論のスピードが遅いので、むしろ権利者と利用者の間でこういうターゲットでこういうものなら乗れるという目標のようなものがあれば、それは漠然としたものでもいいのですけれども、それをビジネスの側から示していただけるといいので

はないでしょうか。フェアユースの一つのモデルかもしれないけれども、他にもモデルはあり得ると思います。そこで、権利者の側にお伺いしたいのですが、権利者としてもビジネスが大きくなることはいいことだとは思いますが、しかし、御懸念もあると思います。こういう懸念が解消されるならば乗ることができるという何か具体的なターゲットはあるのでしょうか。

○日本音楽著作権協会 JASRACの浅石でございます。

私どもは、権利を盾に取ってビジネスをやめてくれというようなことは言ってごさいません。ただ、必要な手続は取ってくださいということで、それをどういう形で簡便にできるのかということを考えております。海外の事業者さんであっても、事前にJASRACに御相談をいただくというところが多ございます。

ただ、これは御商売ですので、1社1社全部違うサービスでございまして、しかも、特に海外の事業者さんは、秘密保持契約をした上で、あるいはそういう前提でお話を進めているというところがございますので、私どもから各社さんこうですよというところはなかなか言えない部分がありますが、やはり、世界中で事業をなさっている外国の企業の方たちは、JASRACと音楽を専門で利用することについてはお話をしましよと、後はタイミングの問題でいつやるかというようなところになってくるということで、私どもは、我が国で何でこういう議論になっているのかというのは、かえって不思議ではない。例えば海外のロッカー型サービスについても、もう既に日本でも事業が開始されているわけがございます。あるいはタイプ4のMegaUploadは、FBIが世界中で摘発をしたということもございまして。ですから、サービス全体としてどうかと言われますと、なかなか申し上げることができない。しかし、必要な部分について、事業者さんというのは、例えば、リスクというものをコスト計算して、市場をこの時期に取るためには、多少払っても行きましようという判断をするか、石橋を叩いても絶対にできないですという判断をするかというところの違いでございまして、そこがこうでしょう、ああでしょうということがなかなか言えない部分がございます。

それと、フェアユースの議論は、やはり先生御説明のあったように、アメリカの著作権の法制度の中の一つでございまして。

フェアユースだけを日本に持って来ようというようなことがよく言われるのですけれども、フェアユースについては、それが認められなかった場合には、寄与侵害だとか、代位侵害だとかという責任が付いて回りますし、それから法定賠償制度などというところもあるわけでごさいまして、そういうセットとして、日本国内に持ち込むのかということ。それから御承知だと思いますが、フェアユースについては各団体がアメリカでガイドラインを作っております。例えば、音楽であれば、全てを使えるなどというガイドラインは見たことはございませぬ。その10%だとか、あるいは数分だとかというガイドラインで、この範囲だったら使えるでしょうとしております。

要するに、フェアユースの場合は、原則として何か問題があったら、裁判所で決めまし

ようということですね。これが日本の実態に合うのかどうか、例えば、100年もあるアメリカの判例に基づいた形でやっているフェアユース、それも一つのアメリカの社会全体の流れの中にある法律でございますし、しかも弁護士の方がたくさんいらっしゃる。JASRACの場合、フェアユースを入れようが入れまいが構わないわけです。

ただし、利用される方からフェアユースと言われ、我々との判断が違えば、裁判所で話しましょうというそういうことなので、日本の法制度全体を変えるかどうかというようなところなのかなと思っております。

ですから、アメリカではこうです、ヨーロッパではこうですと、例えば、海外の企業さんは、その国の法制度に基づいて権利処理をする。その国が要らないというのだったら、手続を取らないし、必要だというのだったら、取りますよというような形でやっていますので、各国の異なる法制度があるものをアメリカがこうだから、みんなこうしましょうというのであれば、アメリカの法制度を全部日本に入れましょうという、そういう議論をするのであれば、議論の対象にはなるのかなと思ってございます。

以上でございます。

○大崎座長 まあ、それはちょっと誤解があるといけないのですけれども、規制改革会議として何かフェアユース規定を入れることが規制改革だとみんなで決めつけているとか、そんなことでは全然ないので、別にそういう話ではないのです。

○日本音楽著作権協会 それは、ですから議論として、フェアユースというのは、一つのアメリカの法制度のセットなのですよと。ですから、そういう意味合いでフェアユースを言うのであれば、議論の対象となるでしょうと申し上げてございます。

○大崎座長 どうぞ。

○日本レコード協会 日本レコード協会の畑でございます。

今回、文化庁の審議会で、主にロッカー型のクラウドサービスについては集中的に審議をして、方向性を見出したところでございます。

その中で、我々権利者側からワンストップ型の集中管理というソリューションを出させていただきましたが、やはり、今の議論を聞いておりますと、事業者側と権利者側、また、それをお使いになる利用者、この三者がちゃんと議論をして、今後、より良いサービスをつくり出していくという場が不足しているのではないかと考えております。

やはり、このクラウドサービスなどは、一番利便性を享受するのは利用者でありますし、そのサービスを提供することによって、事業者も、それに関連するコンテンツの権利者もやはり三者が全てウィンになっていくというモデルを実現していくというのが国益ではないかと考えています。

そのときに、権利制限が合理的な形態もあろうかと思っておりますけれども、今回、ワンストップ型の集中管理を用意させていただいて、それがなじむ部分については、使っていただくことによって、契約が円滑化され、さらにより良いサービスが迅速に世の中に導入されていく。それによって、全てのステークホルダーがウィンになっていくべきではないかと

考え、今回、この契約スキームということをご提案させていただいたという次第でございます。

○大崎座長 ありがとうございます。

松村先生、どうぞ。

○松村座長代理 アメリカのフェアユースの規定を、それだけ取ってきてても駄目。アメリカの法体系全体の中で考えるべしという議論は、一般論としては間違っていないと思う。しかし、私には、この文脈ではその議論は簡単には受け入れられません。アメリカの法体系の一部なのだから、アメリカの法体系全部持ってこなければ機能しないなどと言ったら、アメリカ法の良い点を導入しようとしても、無理に決まっています。一見もつもらしいことを言っているが、頭から拒否しているのと実質的に同じです。

そういうナンセンスな議論ではなく、これだけを持ってきたら、こういう問題が起きるので、最小限この規定は設けてもらわなければ困ると具体的に言っていないと無意味です。100年の判例、200年の判例が積み重なった国ならできるかもしれないけれども、こちらではできませんなどと言ったら、200年後にしか入れられないと言っているのと同じです。そういう議論ではなく、具体的に最小限この議論とセットでなければ機能しないという形で議論されるべきだと思います。

以上です。

○大崎座長 改めて、我々のというか、全員が完全に共有しているわけではないかもしれませんが、これまでの議論を踏まえて問題意識を申し上げるとしたら、やはり個別にしっかり議論して1個1個規定を直していきましょうというのも大いに結構ではあるのですが、それがちょっと間に合わないのではないかと懸念を持っているところでは、是非、御理解をいただきたいですね。

だから、そのフェアユースという言葉が良いのかどうかは別として、何らかもうちょっと一般的な何らかがないと、なかなか物事は前に進まないのではないかとことだと思っております。

久保利先生。

○久保利専門委員 先ほど審議していた環境省の問題もそうですし、ずっとやってきた公取のガイドラインの話もそうですし、要するにそんなこと言っていないで、早く訴訟を起こしてしまえばいいのではないのかという案件がいっぱいあるのが、正に今のフェアユースの話も含めて日本の企業なり組織のビヘービアの問題なのだろうと。

ですから、先ほどJASRACさんがおっしゃっていたアメリカの法体系とおっしゃるけれども、むしろ法体系というよりも、司法の役割とか、法曹の大きさとか、多分そういうところがしっかりしないとフェアユースだけ取ってきてても機能はしませんよということなのかもしれませんし、逆に言うと、そういうものを持ってきて機能させるだけの企業側サイドとしての踏ん切りとか、では裁判所へ出て決めましょうと思うその考え方、これをやっていかないとフェアユースをそのまましてもなかなか機能しないという御趣旨なのだろうと

私は理解したのですけれども、そういう意味で、道垣内先生もおっしゃるように、どうしたら一番良いのかというのを、単純な法条文をつくる、つukらないということよりもっと超えた議論を是非していただきたいと私は思っています。

○大崎座長 ありがとうございます。

○日本音楽著作権協会 浅石でございます。

フェアユースあるなしに関係なく、MYUTAというサービスがございました、これは、このサービスが著作権法上、適法かどうかということについて、JASRACを被告にしてMYUTAさんが訴えたという事例でございます。ですから、今でもできないことはないわけです。

ですから、そういうことを、今、久保利先生がおっしゃったような、ただ、そういういわゆる日本の法体系のシステムというところがなかなか踏ん切られない。

ただ、事業を進めるときに、これは何か問題があるのではないかと思われるのであれば、裁判所で判断をしてもらおうということは今の日本でもできないわけではないので、そこは御説明させていただきたいと思えます。

○大崎座長 いや、私どもも、ですから、今すぐ例えばフェアユースの条文を入れなければとんでもないということを言っているわけではもともとないので、ただ、今までのいろいろな議論を踏まえて、是非、文化庁さんとしてはスピードアップをして議論を進めていただければなと思っている次第です。この問題については、引き続き私どもとしてフォローアップをさせていただくということでございますので、もしかすると将来何かまた御説明をいただくということもあるかもしれませんが、是非、そのときは御協力をいただければと思う次第でございます。

では、時間も過ぎておりますので、本日の議論はこのくらいにしたいと思えます。

皆様、お忙しところ御出席いただきまして、どうもありがとうございました。

では、事務局から。

○佐久間参事官 次回のワーキング・グループの日程等につきましては、追って事務局からまた御案内を差し上げますので、よろしくお願いたします。

○大崎座長 それでは、これで会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。